

議案第 6 2 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐 藤 尚 美

市川市条例第 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 6 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表市川市あおぞらキッズ 1 の項の(2)中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改め、同項の(3)中「第 6 条の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に改め、同項の(4)中「第 6 条の 2 第 8 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」に改め、「通所給付決定保護者」の次に「(以下「通所給付決定保護者」という。)」を加える。

第 5 条の 2 第 1 項中「法第 6 条の 2 第 8 項に規定する」及び「(以下「通所給付決定保護者」という。)」を削る。

第 3 2 条第 2 項第 1 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に改め、同条第 3 項第 4 号中「第 2 1 条の 5 の 5」を「第 2 1 条の 5 の 5 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第32条第2項第1号及び同条第3項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

児童福祉法の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。